

○福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則

制 定	平成二十七年	四月	一日	経済産業省告示第五十九号
一部改正	平成二十九年	四月	一日	経済産業省告示第七十二号
一部改正	平成三十年	三月	三十日	経済産業省告示第六十三号
一部改正	平成三十年	九月二十八日		経済産業省告示第九十一号
一部改正	令和元年	七月	一日	経済産業省告示第四十六号
一部改正	令和三年	三月三十一日		経済産業省告示第六十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第五十一条第一項第十二号の交付金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）以

下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)によるほか、この規則の定めるところによる。

(交付の対象)

第二条 経済産業大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、福島県に対し、福島県の経済社会若しくは住民の生活への原子力発電所事故(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。)による影響の防止若しくは緩和又はその影響からの回復を図るために福島県又は福島県内の市町村が行う事業(地域の振興に係るものを含む。)に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金(以下単に「交付金」という。)を交付するものとする。

2 事業ごとの対象経費(以下「交付対象経費」という。)は、以下のとおりとする。

一 事業費

イ 工事費

ロ 用地費及び補償費

ハ 調査設計費

ニ 設備費

ホ 調査費、広報費及び研修費

ヘ 維持運営費

ト 事業運営費

チ 附帯雑費

リ 一般事務費

二 補助金

イ 補助金

ロ 一般事務費

三 出資金

イ 出資金

ロ 一般事務費

四 貸付金

イ 貸付金

ロ 一般事務費

五 基金造成費（第三号に掲げるものを除く。）

イ 事業運営基金

ロ 施設整備基金

ハ 維持補修基金

ニ 維持運営基金

ホ 一般事務費

（交付の期間）

第三条 交付金は、経済産業大臣が初めて第六条第一項の規定による通知を行った日が属する会計年度の開始の日から三十年間の期間に係る前条第一項の事業に要する費用について交付するものとする。

（交付金の交付限度額）

第四条 交付金の交付限度額は、毎会計年度に係る第二条第一項の事業ごとに八十四億円とする。

(交付金の交付申請)

第五条 福島県は、交付金の交付の申請をしようとする場合は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間（経済産業大臣が、特に必要と認める場合には、別に経済産業大臣が定める期間）に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 福島県は、前項の申請をするに当たっては、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

(交付の決定)

第六条 経済産業大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により福島県に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2 前条第一項の申請書が到達してから、当該申請に係る前項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 経済産業大臣は、前条第二項ただし書の場合にあつては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第十一条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第七条 経済産業大臣は、前条第一項の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一 前条第一項の規定による通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）ごとの交付対象経費の各

費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

二 交付金事業を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の規定によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出し、承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書を速やかに経済産業大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第八条 第六条第一項の規定による通知を受けた福島県（以下「通知福島県」という。）は、交付金交付決定通知書に記載された交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、交付金の交付の申

請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げをしようとする通知福島県は、第六条第一項の規定による通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第九条 通知福島県は、経済産業大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を経済産業大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

第十条 通知福島県は、交付金事業が完了した日から一月を経過した日若しくは交付金事業が完了した日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日又は第七条第四号の廃止の承認があった日から一月を経過した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第七による実績報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 通知福島県は、前項の規定により実績報告を行うに当たっては、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 通知福島県は、第一項本文の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日又は第七条第四号の交付金事業の廃止の承認があつた日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が特に必要と認めその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 通知福島県は、前項の規定により経済産業大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 経済産業大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があつたときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(交付金の額の確定)

第十一条 経済産業大臣は、通知福島県から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があつたときは、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交

付金事業の成果が第六条第一項の交付の決定の内容及び第七条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、通知福島県に通知するものとする。

2 経済産業大臣は、前項の規定により通知福島県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、当該命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、当該命令の日から九十日以内で当該期限を定めることができる。

4 通知福島県は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項に定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5 経済産業大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、交付金事業ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一 交付金事業の名称

二 交付金事業の実施場所

三 交付金事業の概要

四 交付金事業に要した費用及び交付金の額

(交付金の支払)

第十二条 交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。た

だし、経済産業大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 通知福島県は、前項の規定による交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(交付金事業による収益の一部の納付)

第十三条 通知福島県は、交付金事業のうち相当の収益が生ずる可能性があるると認められる事業（通知福島

県が委託した事業を含む。）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の報告の結果、相当の収益が生じたと認められる場合においては、通知福島県に対し、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第十四条 通知福島県は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに経済産業大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第十一条第四項の規定は、前項の返還について準用する。

（交付決定の取消し）

第十五条 経済産業大臣は、第七条第四号の承認の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると

きは、第六条第一項の決定の内容及びこれに付した条件の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができるとができる。

一 通知福島県が交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は法令若しくはこれに基づく経済産業大臣の処分に違反した場合

二 通知福島県が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

(財産処分の制限)

第十六条 通知福島県は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

2 通知福島県は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限

りでない。

（交付金事業の経理）

第十七条 通知福島県は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第十八条 通知福島県は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、様式第十二による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第十九条 福島県又は通知福島県は、第五条第一項の規定に基づく交付の申請、第七条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報告、第八条第二項の規定に基づく申請の取下げ、第九条の規定に基づく状況の報告、第十条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第十二条第二項の規定に基づく支払の請求、

第十三条第一項の規定に基づく交付金の業務又は会計の状況に関する報告、第十四条第一項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第十六条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第二十条 経済産業大臣は、第六条第一項の規定に基づく通知、第七条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第十一条第一項の規定に基づく通知、同条第二項の規定に基づく返還命令、同条第四項の規定（第十四条第三項において準用する場合を含む。）に基づく納付命令、第十三条第二項の規定に基づく納付命令、第十四条第二項の規定に基づく返還命令、第十五条の規定に基づく取消し若しくは変更又は第十六条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年度予算から適用する。

2 平成二十七年予算に係る第二条第一項の事業に係る交付金の交付限度額については、第四条の規定にかかわらず、九十二億九千万円とする。

附 則（経済産業省告示第七十二号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（経済産業省告示第六十三号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（経済産業省告示第九十一号）

この規則は、平成三十年九月二十八日から施行する。

附 則（経済産業省告示第四十六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（経済産業省告示第六十八号）

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第 1 (第 5 条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金交付申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第 5 条第 1 項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定める A 4 とし、横位置とすること。

別 紙

福島特定原子力施設地域振興交付金交付事業

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体

3. 交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）
4. 交付対象経費
5. 交付を受けようとする額
6. 交付金事業の開始及び完了予定日

（備考）（1）消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

（2）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別表

I. 総括表

（単位：円）

	収	入	支	出
イ 自己資金			交付金事業に要する経費	
ロ 起債又は借入金			（うち交付対象経費）	

ハ	他の国庫補助金			
ニ	その他			
ホ	交付金			
	合 計		合 計	

(備考) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

II. 個表

1 ～ n. 事業名

(単位：円)

収 入		支 出	
イ	自己資金	イ	事業費
ロ	起債又は借入金	(1)	工事費
ハ	他の国庫補助金	(2)	用地費及び補償費
ニ	その他	(3)	調査設計費

ホ 交付金

-
- (4) 設備費
 - (5) 調査費、広報費及び研修費
 - (6) 維持運営費
 - (7) 事業運営費
 - (8) 附带雑費
 - (9) 一般事務費
- ロ 補助金
- (1) 補助金
 - (2) 一般事務費
- ハ 出資金
- (1) 出資金
 - (2) 一般事務費
- ニ 貸付金
-

		(1) 貸付金 (2) 一般事務費 ホ 基金造成費 (1) 事業運営基金 (2) 施設整備基金 (3) 維持補修基金 (4) 維持運営基金 (5) 一般事務費	
合 計		合 計	

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

(3) 該当すべき費目が無いときは、記載を省略することができる。

Ⅲ. 支出内訳等

1. 事業名

イ 事業費

(1) 工事費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(2) 用地費及び補償費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						

合	計								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 調査設計費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	
合	計																

(4) 設備費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	

合	計								
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(5) 調査費、広報費及び研修費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	
合	計																

(6) 維持運営費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	
合	計																

(7) 事業運営費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(8) 附帯雑費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(9) 一般事務費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

ロ 補助金

(1) 補助金

①補助対象先名

②補助対象事業費の内訳

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費										
その他										

合	計							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

(備考) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	
合	計																

ハ 出資金

(1) 出資金

①出資対象先名

②出資対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) 出資対象先の概要 (定款・組織・事業内容等) が確認できる資料を添付すること。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

二 貸付金

(1) 貸付金

①貸付対象先名

②貸付対象事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(備考) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						

合 計							
-----	--	--	--	--	--	--	--

ホ 基金造成費

(1) 事業運営基金

①基金名

②基金造成事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(2) 施設整備基金

①基金名

②基金造成事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(3) 維持補修基金

① 基金名

② 基金造成事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(4) 維持運営基金

① 基金名

② 基金造成事業費の内訳

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(5) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						

合	計									
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

様式第2 (第5条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業計画書

交付金事業計画

事業名

(事業費 補助金 出資金 貸付金 基金造成費)

(単位：円)

事業名	事業の内容	事業主体	実施場所	開始・完了 予定年月日	事業費等	交付金	間接交付金	備考
施設の 整備に あつて は、施								

設ごと に記載 するこ と。									
-------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備考) (1) 交付金事業の事業ごとに作成すること。

(2) 交付金事業が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付けである場合にあつては、当該補助、出資又は貸付対象事業の概要を、基金造成である場合にあつては、当該基金による事業の概要を記入すること。

(3) 該当すべき事項がないときは、記載を省略することができる。

添付資料

- ① 交付金事業の実施場所の付近見取図
- ② 施設等の配置図、平面図等
- ③ 事業費等の積算の根拠（設計積算書、見積、カタログ等）

- ④施設等の運営計画が確認できるもの
 - ⑤事業を行うことが必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの
 - ⑥基金造成にあつては、全体計画が確認できるもの
 - ⑦その他交付金事業の内容等を確認するために必要な資料（補助金交付要綱、基金条例等）
 - ⑧間接補助事業を実施する場合にあつては、事業の内容等を確認するために必要な資料
- (注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。
- (2) ⑤については、
- イ 様式第8を用いて作成すること。
 - ロ 同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

様式第3（第7条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業の変更承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった 年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業について、別紙のとおり変更したいので、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第7条第3号の規定により承認されるよう申請します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。
別紙

福島特定原子力施設地域振興交付金交付事業（変更）

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）（変更前）
（変更後）

4. 交付対象経費 (変更前)
(変更後)
5. 交付を受けようとする額 (変更前)
(変更後)
6. 交付金事業の開始及び完了予定日 (変更前)
(変更後)
7. 変更を必要とする理由
- (備考) (1) 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
- (2) 金額の変更がある場合は、変更後の金額について算出根拠等の変更後の金額が適正であることを証する資料を添付すること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別表

I. 総括表

(変更前)

(単位：円)

収入		支出	
イ 自己資金		交付金事業に要する経費	
ロ 起債又は借入金		(うち交付対象経費)	
ハ 他の国庫補助金			
ニ その他			
ホ 交付金			
合計		合計	

(変更後)

(単位：円)

収入		支出	
イ 自己資金		交付金事業に要する経費	
ロ 起債又は借入金		(うち交付対象経費)	

ハ	他の国庫補助金		
ニ	その他		
ホ	交付金		
	合 計		合 計

(備考) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

II. 個表

1 ～ n. 事業名

(変更前)

(単位：円)

収 入		支 出	
イ	自己資金	イ	事業費
ロ	起債又は借入金	(1)	工事費
ハ	他の国庫補助金	(2)	用地費及び補償費
ニ	その他	(3)	調査設計費

ホ 交付金

-
- (4) 設備費
 - (5) 調査費、広報費及び研修費
 - (6) 維持運営費
 - (7) 事業運営費
 - (8) 附帯雑費
 - (9) 一般事務費
- ロ 補助金
- (1) 補助金
 - (2) 一般事務費
- ハ 出資金
- (1) 出資金
 - (2) 一般事務費
- ニ 貸付金
-

		(1) 貸付金	
		(2) 一般事務費	
		ホ 基金造成費	
		(1) 事業運営基金	
		(2) 施設整備基金	
		(3) 維持補修基金	
		(4) 維持運営基金	
		(5) 一般事務費	
合計		合計	

(変更後)

(単位：円)

収入		支出	
イ 自己資金		イ 事業費	
ロ 起債又は借入金		(1) 工事費	

ハ	他の国庫補助金	(2) 用地費及び補償費
ニ	その他	(3) 調査設計費
ホ	交付金	(4) 設備費
		(5) 調査費、広報費及び研修費
		(6) 維持運営費
		(7) 事業運営費
		(8) 附帯雑費
		(9) 一般事務費
		ロ 補助金
		(1) 補助金
		(2) 一般事務費
		ハ 出資金
		(1) 出資金

		(2) 一般事務費 ニ 貸付金 (1) 貸付金 (2) 一般事務費 ホ 基金造成費 (1) 事業運営基金 (2) 施設整備基金 (3) 維持補修基金 (4) 維持運営基金 (5) 一般事務費	
合 計		合 計	

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 基金処分類、給付金、その他収入は「ニ その他」に記載すること。

(3) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ. 支出内訳等

1. 事業名

イ 事業費

(1) 工事費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						

その他									
合 計									

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 用地費及び補償費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						

合	計							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 調査設計費

(変更前)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	
合	計																

(変更後)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交	付	金	充	当	額	備	考
交付対象経費																	
その他																	
合	計																

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 設備費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 調査費、広報費及び研修費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(6) 維持運営費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができます。

(7) 事業運営費

(変更前)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
	交付対象経費											
	その他											
	合											
	計											

(変更後)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
	交付対象経費											
	その他											
	合											
	計											

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(8) 附帯雑費

(変更前)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考

交付対象経費									
その他									
合 計									

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができます。

(9) 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						

その他										
合 計										

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができます。

ロ 補助金

(1) 補助金

補助対象先名 (変更前)

(変更後)

(変更前)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
	交付対象経費											
	その他											
	合											
	計											

(変更後)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
	交付対象経費											
	その他											
	合											
	計											

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
	交付対象経費											
	その他											
	合											
	計											

(変更後)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
	交付対象経費											
	その他											
	合											
	計											

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ 出資金

(1) 出資金

出資対象先名

(変更前)

(変更後)

(変更前)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(変更後)

(単位：円)

種	別	仕	様	数	量	単	価	金	額	交付金充当額	備	考
交付対象経費												
その他												
合	計											

(備考) (1) 出資対象先の概要(定款・組織・事業内容等)が確認できる資料を添付すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができます。

二 貸付金

(1) 貸付金

貸付対象先名

(変更前)

(変更後)

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) (1) イの費目に準じて記入のこと。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ホ 基金造成費

(1) 事業運営基金

基金名

(変更前)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			

	合 計			
--	-----	--	--	--

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 施設整備基金

基金名

(変更前)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			

	合 計			
--	-----	--	--	--

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 維持補修基金

基金名

(変更前)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			

	合 計			
--	-----	--	--	--

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 維持運営基金

基金名

(変更前)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			
合 計			

(変更後)

(単位：円)

種 別	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費			
その他			

	合 計			
--	-----	--	--	--

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 一般事務費

(変更前)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(変更後)

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	金 額	交付金充当額	備 考
交付対象経費						
その他						
合 計						

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

様式第 4 (第 7 条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業の遅延等報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記事業の遅延等の状況について、福島特定

原子力施設地域振興交付金交付規則第 7 条第 5 号の規定により別紙のとおり報告します。

別紙 1

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業の実施期間 (変更前)

(変更後)

4. 遅延等の理由

5. 交付金事業の交付状況 (別紙2)

6. 工程表 (変更前と変更後の工程の差異が判断できるよう、色・線種等で区別して記載すること。)

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙2

交付金事業の交付状況

費目	交付金事業に要する経費 (円)			交付対象事業費 (円)			交付金の額 (円)			
	本年度 予定額	翌年度 繰越 予定額	計	本年度 予定額	翌年度 繰越 予定額	計	本年度 受領済 額	本年度 受領 予定額	翌年度 繰越 予定額	計
計										

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第5 (第8条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金交付申請取下届出書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金の交付の申請を、別紙の理由により取り下げたいので、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第8条第2項の規定により届け出ます。

別紙

1. 交付金事業名
2. 交付金事業の事業主体

3. 交付金事業の交付の申請を取り下げる理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第6 (第9条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業実施状況報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金

事業に関し、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第9条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

(単位：円)

交付金事	交付金事業に要			
------	---------	--	--	--

業名	する経費	支払済額	支払見込額	摘要
	①	②	①－②	

- (注) (1) 摘要の欄には、実施した具体的事業内容や工事進捗率等を記載すること。
- (2) 二つ以上の事業がある場合は、必要に応じ欄を設けること。
- (3) 交付金事業に要する経費に変更があつた場合は、変更後の金額を記載すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第7 (第10条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業実績報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金に係る交付金事業 } は 年 月 日をもって完了(終了、廃止)しましたので } 福島特定原
の 年度における実績について }

子力施設地域振興交付金交付規則第10条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1. 交付金事業の実施状況

1. 交付金事業名及びその内容
 2. 交付金事業の開始及び完了月日
 3. 交付金事業収支状況 (明細は別紙のとおり)
 4. 添付書類
- ①補助金交付要綱、基金条例等の事業の概要が確認できる資料 (申請書に添付している場合は除く。)
- ②交付金事業の内容等を確認するために必要な資料

(備考) 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

II. 総括表

(単位：円)

収 入		支 出	
イ 自己資金		交付金事業に要する経費	
ロ 起債又は借入金		(うち交付対象経費)	
ハ 他の国庫補助金			
ニ その他			
ホ 交付金			
合 計		合 計	

(備考) 基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

III. 個表

1 ～ n . 事業名

(単位：円)

費 目	交付決定			実 績			差 額		
	交付金 事業に 要する 経費	交付 対象 経費	交付 金額	交付金 事業に 要する 経費	交付 対象 経費	交付 金額	交付金 事業に 要する 経費	交付 対象 経費	交付金 額
イ 事業費									
(1) 工事費									
(2) 用地費及び補償費									
(3) 調査設計費									
(4) 設備費									
(5) 調査費、広報費及び									

研修費

- (6) 維持運営費
 - (7) 事業運営費
 - (8) 附帯雑費
 - (9) 一般事務費
- 口 補助金
- 支
- (1) 補助金
 - (2) 一般事務費
- 出
- 入 出資金
- (1) 出資金
 - (2) 一般事務費
- 二 貸付金
- (1) 貸付金

(2) 一般事務費 基金造成費	(1) 事業運営基金								
	(2) 施設整備基金								
	(3) 維持補修基金								
	(4) 維持運営基金								
	(5) 一般事務費								
小計									
その他									
合計									
イ 自己資金									
ロ 起債又は借入金									
収 入 ハ 他の国庫補助金									

入	ニ	その他																
		小	計															
	ホ	交付金																
		合	計															

(備考) (1) 個別事業ごとに作成すること。

(2) 基金処分類、給付金、その他の収入は「ニ その他」に記載すること。

(3) 変更交付決定を受けた場合は、交付決定欄の各項目に、変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。

(4) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

IV. 経費別内訳書

1. 事業名

イ 事業費

(1) 工事費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月日	実 績			完了年 月日	支払年月日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 用地費及び補償費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月日	実 績			完了年 月日	支払年月日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				

計																				
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 調査設計費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約者	契約年 月日	実 績			完了年 月日	支払年月日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 設備費

(単位：円)

				契約	契約	実 績		完了	支払	交付金	備

種 別	仕 様	数 量	単 価	者	年 月 日	支 払 済 額	支 払 義 務 額	計	年 月 日	年 月 日 (予定日)	充 当 額	考
					月 日	済 額	義 務 額		月 日	(予定日)		
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 調査費、広報費及び研修費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	実 績			完 了 年 月 日	支 払 年 月 日 (予定日)	交 付 金 充 当 額	備 考
						支 払 済 額	支 払 義 務 額	計				
					月 日	済 額	義 務 額		月 日	(予定日)		
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(6) 維持運営費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約 者	契約 年 月 日	実 績			完了 年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(7) 事業運営費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約 者	契約 年 月 日	実 績			完了 年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				

計																				

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(8) 附帯雑費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約		実 績			完 了		支 払 年 月 日 (予定日)	交 付 金 充 当 額	備 考	
					年 月 日		支 払 額	支 払 義務額	計	年 月 日					
計															

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(9) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約 者	契約 年 月 日	実 績			完了 年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ 補助金

(1) 補助金

(単位：円)

種 別	仕様	数量	単価	契約 者	契約 年 月 日	実 績			完了 年 月 日	支払 年 月 日 (予定日)	交付金 充当額	備 考
						支払 済額	支払 義務額	計				

計																		
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(備考) (1) 補助対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約		実 績			完 了		支 払 年 月 日 (予定日)	交 付 金 充 当 額	備 考	
					年	月 日	支 払 額	支 払 義務額	計	年	月 日				
計															

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ 出資金

(1) 出資金

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	出資年月日	備 考
出資金額				

(備考) (1) 出資対象先の概要 (定款・組織・事業内容等) が確認できる資料を添付すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約		実 績			完 了		支 払 年月日 (予定日)	交 付 金 充 当 額	備 考
					年 月 日	契 約	支 払	支 払	計	年 月 日	支 払			
							支 払 済 額	支 払	義 務 額		年 月 日	(予 定 日)		
計														

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

二 貸付金

(1) 貸付金

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日	実 績			完 了 年 月 日	支 払 年 月 日 (予定日)	交 付 金 充 当 額	備 考
						支 払 済 額	支 払 義 務 額	計				
計												

(備考) (1) 貸付対象事業についての費目に準じて記入のこと。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 一般事務費

(単位：円)

				契 約	契 約	実 績	完 了	支 払	交 付 金	備 考

種 別	仕 様	数 量	単 価	者	年 月 日	支 払 済 額	支 払 義 務 額	計	年 月 日	年 月 日	充 当 額	考
					月 日	済 額	義 務 額		月 日	(予 定 日)		
計												

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ホ 基金造成費

(1) 事業運営基金

基金名

(単位：円)

種 別	別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費					
その他					
計					

(備考) (1) 基金ごとに記入すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(2) 施設整備基金

基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

(備考) (1) 基金ごとに記入すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(3) 維持補修基金

基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				
計				

(備考) (1) 基金ごとに記入すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(4) 維持運営基金

基金名

(単位：円)

種 別	決 算 額	交付金充当額	基金造成年月日	備 考
交付対象経費				
その他				

	計						
--	---	--	--	--	--	--	--

(備考) (1) 基金ごとに記入すること。

(2) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

(5) 一般事務費

(単位：円)

種 別	仕 様	数 量	単 価	契 約 者	契 約 年 月 日		実 績			完 了 年 月 日		支 払 年 月 日 (予定日)	交 付 金 充 当 額	備 考
					支 払 済 額	支 払 義 務 額	計	支 払 年 月 日	支 払 年 月 日					
計														

(備考) 該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

V. 財産一覧表

福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第16条の財産は、次のとおりである。

(単位：円)

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	契約 年月日	取得 年月日	使用開始 (予定) 年月日	交付金 充当額	保管・ 設置場所	耐用 年数	備考
計											

(備考) (1) 耐用年数の欄には第16条第2項の経済産業大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載すること。
(2) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第8 (第10条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業評価報告書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金にかかる交付金事業の成果の評価について福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第10条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

- (注) (1) 別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

別紙

I. 事業評価総括表（ 年度）

(単位：円)

番号	交付金事業の名称	交付金事業者名又は 間接交付金事業者名	交付金事業に要し た経費	交付金充当額	備 考

(備考) 事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

II. 事業評価個表 (年度)

番号	交付金事業の名称			
	交付金事業者名又は間接交付金事業者名			
	交付金事業実施場所			
	交付金事業の概要			

交付金事業に係る 県又は市町村の主 要政策・施策とそ の 目標						
	事業開始年度	年度	事業終了（予定）年度	年度		
事業期間の設定理由						
交付金事業の成果 目標及び成果実績	成果目標	成果指標	成果実績	単位	評価年度	年度
			目標値			
			達成度			
	評価年度の設定理由					
交付金事業の定性的な成果及び評価等						

		評価に係る第三者機関等の活用の有無										
交付金事業の活動 指標及び活動実績	活動指標	単位	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
			活動実績									
			活動見込									
			達成度									
交付金事業の総事業 費等	年度	年度	年度	年度	備考							
	総事業費											
	交付金充当額											
交付金事業の契約の概要												
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額									

交付金事業の担当課室			
交付金事業の評価課室			

(備考) (1) 事業ごとに作成すること。

(2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

(3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。

(4) 交付金事業に関係する県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。

(5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。

(6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。

(7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。

なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。

(8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。

なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。

(9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。

- (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合
にあつては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
- (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記
載すること。
- (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けるこ
と。
- (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業
評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支え
ない。

様式第9 (第12条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金支払請求書

年 月 日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第12条第2項の規定により別紙のとおり請求します。

別紙

1. 交付金事業名
2. 金 円也
3. その請求額の内訳
4. 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）
(精算払の場合)

(単位：円)

交付決定額	確 定 額	概算払受領額	差引請求額
-------	-------	--------	-------

	①	②	①－②

(概算払の場合)

(単位：円)

費 目	交付金事業に要する経費			交付金の額		
	交付金事業に 要する経費	支払済額	支出見込 額	交付金額	受領済 額	受領見込額
1 ～ n . 事業名 イ 事業費 (1) 工事費 (2) 用地費及び補償費 (3) 調査設計費						

-
- (4) 設備費
 - (5) 調査費、広報費及び
研修費
 - (6) 維持運営費
 - (7) 事業運営費
 - (8) 附帯雑費
 - (9) 一般事務費
- ロ 補助金
- (1) 補助金
 - (2) 一般事務費
- ハ 出資金
- (1) 出資金
 - (2) 一般事務費
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

ニ 貸付金							
(1) 貸付金							
(2) 一般事務費							
ホ 基金造成費							
(1) 事業運営基金							
(2) 施設整備基金							
(3) 維持補修基金							
(4) 維持運営基金							
(5) 一般事務費							
その他							
合 計							

(備考) (1) 該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

(2) 変更交付決定を受けた場合は、交付金事業に要する経費の欄及び交付金額の欄には、変更

交付決定された際の該当する金額を記載すること。

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第10 (第14条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日 付け第 号をもって交付金の額の確定通知がありました上記交付金について、福島

特定原子力施設地域振興交付金交付規則第14条第1項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1. 交付金事業名

2. 交付金額 (第11条第1項による額の確定額) 円

3. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 円

4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円

5. 交付金返還相当額 (4. - 3.) 円

(注) (1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

様式第11 (第16条関係)

年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業財産処分承認申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)

年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知を受けた福島特定原子力施設地域振興交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、福島特定原子力施設地域振興交付金交付規則第16条第2項の規定により別紙のとおり申請します。

別紙

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

(注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載し、使用の場合はその用途も記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。
(相手方がある場合)

2. 相手方

①住所

- ②氏名
- ③使用の目的
- ④使用の場所
- ⑤使用の条件
- ⑥その他特記すべき事項

様式第12（第18条関係）

年度福島特定原子力施設地域振興交付金調書

（単位：円）

国		通知福島県											備考	
歳出 予算 科目	交付 決定 の額	入			歳 出									
		歳 科目	予算 現額	収入 済額	歳 科目	予算 現額	うち 交付金 相当額	支出 済額	うち 交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち 交付金 相当額			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格に定めるA4とし、横位置とすること。

